

衆議院

地方創生に関する特別委員会議録

第五号

令和二年四月七日(火曜日)

午前九時二分開議

出席委員

- 委員長 山口 俊一君
 理事 池田 道孝君 理事 石田 真敏君
 理事 今枝宗一郎君 理事 田中 英之君
 理事 谷川 弥一君 理事 亀井亜紀子君
 理事 白石 洋一君 理事 榊屋 敬悟君
 上野 宏史君 理事 大西 宏幸君
 金子万寿夫君 神田 裕君
 小寺 裕雄君 小林 茂樹君
 後藤 茂之君 高村 正大君
 左藤 章君 佐藤 明男君
 鈴木 憲和君 田畑 裕明君
 高木 啓君 高島 修一君
 谷川 とむ君 中曾根康隆君
 長坂 康正君 福田 達夫君
 藤原 崇君 牧島かれん君
 松野 博一君 今井 雅人君
 関 健一郎君 長谷川嘉一君
 広田 一君 福田 昭夫君
 松平 浩一君 森田 俊和君
 山川百合子君 濱村 進君
 鰐淵 洋子君 清水 忠史君
 藤田 文武君

- 國務大臣 (地方創生担当) 北村 誠吾君
 (まち・ひと・しごと創生担当)
 文部科学副大臣 亀岡 偉民君
 内閣府大臣政務官 藤原 崇君
 外務大臣政務官 中山 展宏君
 厚生労働大臣政務官 小島 敏文君
 政府参考人 三角 育生君
 (内閣官房内閣審議官)

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 田川 和幸君
 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 菅家 秀人君
 政府参考人 (内閣府地方創生推進室次長) 長谷川周夫君
 政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局長) 村上 敬亮君
 政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局長) 庄市君
 政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局長) 佐藤紀代志君
 政府参考人 (総務省大臣官房政策立案) 吉開正治郎君
 政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 佐藤啓太郎君
 政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 竹村 晃一君
 政府参考人 (総務省総合通信基盤局電気通信事業部長) 丸山 秀治君
 政府参考人 (出入国在留管理庁在留管理支援部長) 丸山 秀治君
 政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 矢野 和彦君
 政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 迫井 正深君
 政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 吉永 和生君
 政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 岸本 武史君
 政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 辺見 聡君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 諏訪園健司君
 政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 井内 雅明君
 政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大内 聡君
 政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 福田 守雄君
 政府参考人 (国土交通省航空安全部長) 川上 光男君
 政府参考人 (国土交通省航空安全部長) 川上 光男君
 政府参考人 (国土交通省航空安全部長) 川上 光男君
 政府参考人 (国土交通省航空安全部長) 川上 光男君
 政府参考人 (国土交通省航空安全部長) 川上 光男君
 政府参考人 (国土交通省航空安全部長) 川上 光男君

委員の異動
 四月七日
 辞任 佐藤 明男君 補欠選任 神田 裕君
 松野 博一君 高木 啓君
 同日 辞任 神田 裕君 補欠選任 佐藤 明男君
 高木 啓君 松野 博一君

本日の会議に付した案件
 政府参考人出頭要求に関する件
 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五号)

○山口委員長 これより会議を開きます。
 内閣提出、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案を議題といたします。
 この際、お諮りいたします。
 本案審査のため、本日、政府参考人として内閣

官房内閣審議官三角育生君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長田川和幸君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長菅家秀人君、内閣府地方創生推進室次長長谷川周夫君、内閣府地方創生推進事務局審議官村上敬亮君、内閣府地方創生推進事務局審議官庄市君、個人情報保護委員会事務局審議官佐藤紀代志君、総務省大臣官房政策立案総括審議官吉開正治郎君、総務省大臣官房審議官佐藤啓太郎君、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長竹村晃一君、出入国在留管理庁在留管理支援部長丸山秀治君、文部科学省大臣官房審議官矢野和彦君、厚生労働省大臣官房審議官迫井正深君、厚生労働省大臣官房審議官岸本武史君、厚生労働省大臣官房審議官井内雅明君、経済産業省大臣官房審議官大内聡君、国土交通省大臣官房審議官福田守雄君、国土交通省航空安全部長川上光男君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
 〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。
 質疑の申出がありますので、順次これを許します。谷川とむ君。
 ○谷川()委員 おはようございます。自由民主党の谷川とむです。
 本日は、質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。
 まず冒頭、このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に対して謹んで哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様にご

というふうに思います。これは、一つはやはりお金が大変かかるということで、一つの例ですけれども、いろいろなセンサーだとかナースコールだとか端末だとかを合わせて、六十部屋のホームで約二千五百万、導入費用がかかるというふうな、一つの見積りもごさいます。

やはり、こういうものを進めていくには、日ごろの配置の基準であつたりだとか加算だとか、こういうところで見えていかないと、なかなか、特に中小規模の事業者は導入が難しいんじゃないかなと思いますけれども、これは将来のことだと思っておりますので、小島政務官からお答えいただきたいと思ひます。

○小島大臣政務官 お答えいたします。

先ほどから、森田委員のさまざまな御指摘、全くでございます。

生産年齢人口が減少いたしましたして、一方において、介護ニーズがますます増大しております。そういう中で、今後も介護現場が機能を維持し、さらなるサービスの質の向上を図っていくためには、すぐれたテクノロジーを導入していくことが重要であると考えております。

令和二年度におきましては、介護ロボットに関する導入効果を実証する事業を実施することとしたしております。また、本年度以降、開発を希望する企業等に対しては、試行的な実証ができるフィールドや、あるいはデータの蓄積を目指す複数の介護現場である大規模実証の場を一体的に提供する仕組みを構築する考えでございます。こういった取組を通じまして、今後、十分な効果が示されれば、介護報酬や人員基準上の適切な評価を検討してまいりたい、このように考えております。

○森田委員 時間の関係がございまして、最後に大臣にお尋ねをしていきたいと思いますけれども、いろいろ今の制度でもやれることもあると思ひますし、やはり、今の制度だと、なかなか一歩踏み込んだ制度というのはやりづらいということもあるんだらうというふう思っております。

私は、介護というのは、究極的には、やはり、その方その方の状況、環境に全て応じたオーダーメイドをやるべきだと思っております。そういった意味では、国が一律の基準をつくって一律の介護をやるのは、これはもう大変大きな問題があるというふう思っておりますので、どんな小さな単位におろしていくべきだと思っております。

本来ならば、そうやってオーダーメイドでやるべきところを、やはり、一つの場所を区切ったところで、どんな先進的なことをやってみようという意味では、こういった制度をどんどん活用していくべきではないかなと思っております。

介護分野ということについて、この制度との関係について、どのように取り組んでいくお考えか、大臣から答弁をお願いします。

○北村国務大臣 スーパーシティー構想は、AIやビッグデータなど最先端の技術を活用して、住民が住みたいと思ひ、また、よりよい未来の社会また生活を包括的に先行実現しようとするものでございますから、その実現に向けた取組の中でも、ただいま厚生労働省からも御説明がございましたとおり、介護分野における最先端技術の導入は、ニーズが極めて高く、大きな意義があると認識しております。

介護分野における最先端技術としては、委員御指摘のものも含め、ロボットや見守りセンサー、さまざまなものがあり、それらの導入のための必要な規制改革も含めて、スーパーシティー構想の実現に当たっては、しっかりと取り組んでいくことは重要であると考えております。

現在、各地域からの御相談を承っております。現在、委員から頂戴いたしました御提案につきましても、その具体化に当たって大いに参考にさせていただきますと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○森田委員 ありがとうございます。誰か特定の利益のためにやるものでは当然ないわけございまして、先ほど出てきた、裾野が広

い、今後の展開が見込めるような事業を、制度をやるのであれば、ぜひその中に注ぎ込んでいただき、また選挙の過程もぜひ見ていただきたいなというふう思っております。

介護というのは本場に裾野が広く、関係する方も多いものですから、ぜひ、これを一つの先進的な事例として、かつ私たちの生活が豊かに送れるような形で、こういった制度もやるのであれば生かしていただきたいな、そういう期待も込めて、私の質問を終わらせていただきます。

○池田(道)委員長代理 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、この後、政府により緊急事態宣言が発出されるという極めて緊迫した状況のもとでの委員会質疑となりました。

地方創生ということを考えたときに、こういうときこそ、やはり地方での雇用の維持、確保、とても大事だと私は思ふんですね。

実は、北村誠吾大臣の地元、長崎県佐世保市のハウステンポスで、この間、新型コロナウイルスの影響がありまして臨時休園するなどの業務縮小が行われ、派遣労働者四十名のうち数十人が契約を打ち切られた、あわせて、住んでいた寮も出ていきなさいと通知をされた、このように報道されているんですね。

北村大臣は、このハウステンポスでの派遣切りの実態を把握されていますか。

○北村国務大臣 そのような報道があつたことは承知いたしております。

○清水委員 承知しているということですが、これは地元で、リーマン・ショックのときにも派遣切りというのがありまして、派遣村というものでございましたよね、多くの労働者が本場に路頭に迷う。今、把握しているというふうにおっしゃったので、そのことについてどのように思われましたか。みずからの地元で派遣切りが発生し

た、このことについてどのように思われましたか。

○北村国務大臣 今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、観光業や宿泊、飲食業を始め、さまざまな業種、さまざまな地域で経済活動に大きな影響が生じており、現在、政府一丸となつて、今までにならぬ経済対策の検討を進めてまいっております。全ての地域における経済社会活動の維持に向けた取組を支援し、国民が一致団結してまずはこの難局を乗り越えることが重要であると認識します。

その上で、新型コロナウイルス感染症が終息し、経済社会活動が平常化する局面においては、それぞれの地域において、若年層から女性、高齢者までの全ての人々がそれぞれのライフスタイルに合った安心した働き方、自分の力を発揮できる雇用をつくり出すことが必要であると考えております。

このため、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略にある地域企業の生産性の向上や安心して働ける就業環境の確保などに全力で取り組んでいかなければならない。また、大きな打撃を受けている地域経済の大変厳しい状況に思ひをいたし、地方三団体からの御要望も踏まえ、緊急経済対策の取りまとめなどに向けて、私としても最大限の努力を更にしてまいらなきやならぬと考えておるところであります。

お取り上げをいただきました私の地元のハウステンポスにつきましても、今申し上げましたように、やはり雇用を回復することができる局面というものが来たときにそれに即応できるように体制になるように、何とか、今苦しんでおられる現場の皆さん方に対して、緊急経済対策によってある程度、知事さん方の御要望等にも地方三団体の要望として思ひが込められて来ておりますから、そういったものの手当て、資金的な手当て、財源的な手当てもこれから発表があらうと思ひますから、そういうものをリーマン・ショックの後の対応よりも更に大きくということ臨んでおります

ので、ぜひ御活用いただいて踏ん張ってほしいなと思っております。

〔池田(道)委員長代理退席、委員長着席〕
○清水委員 いろいろ経済対策をしっかりとやるんだというお話でございましたが、ただ、派遣切りに遭って寮を追い出された人は、新型コロナウィルスの感染拡大が終息するまで待つというわけにはいかないんですね、寮を追い出されちゃいますから。

二〇〇八年のリーマン・ショックの派遣切りのときも、職と住まいを同時に失うという事態が起きました。先ほども言いましたけれども、派遣村が全国各地でつくられたということですが、このハウステンボスの派遣切りは、仕事を失うと同時に、繰り返し申し上げますが、寮を出ていかないといけないわけですね。

この寮からの追い出しということに対して、政府はどのような対策ができるのでしょうか。これは個別のことで答えられないということであれば一般的なことでいいんですが、派遣切りに遭って寮を追い出される、この人たちの住まいをどう確保するか、答えていただけますか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。
例えば一例でございますが、現在調整中の経済対策の中で、そうした地域の現状に合わせて柔軟に対策が打てるような臨時の財源というようにものを自治体の方に手当てができないかということと、調整しているところでございます。

こういった経済対策の中での財源も踏まえながら、ぜひ自治体に現場を見ていただいて、特に必要だと思われるところに柔軟に対策を打つていただく、例えばこういったようなことを経済対策の中でも検討し、調整をしているという最中でございます。

○清水委員 今調整しているということですが、けれども、今すぐ使えるメニューというのはないんでしょうか。厚生労働省さんにもきょう来ていただいておりますので、答弁をお願いします。
○岸本政府参考人 お答えいたします。

まず大前提としてしましては、やはり、このような状況のもとではございますが、できる限り雇用を維持していただくことが何よりでございます。

こういった観点からは、厚生労働省としましては、事業主の皆様への雇用維持の努力を一層強力に支援していくという観点から、経済団体に対する雇用維持への配慮の要請を行いました。また雇用調整助成金の特例措置を講じております。

また、総理から、雇用調整助成金の助成率については、解雇等を行わず、雇用を維持する企業に対して、正規、非正規にかかわらず、中小企業九〇%、大企業七五%という方針を示されておりました。この具体化の準備を進めているところでございます。

またさらに、雇用維持以外の対策としまして、全国の労働局等に設置した特別労働相談窓口におきまして労働者からの解雇などに関する相談対応をしましたり、また、就職支援のほか、住居、生活支援を必要とする求職者の方に対して、地方公共団体と連携をしまして、ハローワークで相談支援ができるような体制を整備するといったことも現在進めているところでございまして、こういったことによりましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○清水委員 厚生労働省さんに確認したいんですけども、離職等により経済的に困窮して住居を失うとか、またそのおそれがあるという人に対して、住居確保給付金のための制度があるというふうに思いますが、それについて簡単に説明していただけますか。

○辺見政府参考人 お答え申し上げます。
生活者自立支援法に基づく住居確保給付金というものがございまして、離職、廃業により経済的に困窮し、住居を失うおそれがある方などに対し、求職活動等を要件として家賃等相当額を支給することにより、安定した住居の確保と就労による自立を図るといってございまして、

この制度におきましては、受給者の住居の安定を確保するため、借地借家法に基づく

賃貸借契約による住居を確保する場合に対して支給するということとしております。

社員寮等においてこうした賃貸借契約を締結していない事例もあり、こうした場合、対象外となる可能性がある場合もあるわけでございますけれども、そうした場合も含めまして、全国に設置されております自立相談機関において、仕事や家計の問題、新しい住居への転居の支援などについて幅広く相談を受けとめて、本人に寄り添った支援を行っていく所存でございます。

○清水委員 今、住居確保給付金があるということの説明でした。例えば東京や大阪の場合は、一カ月当たり、単身世帯で五万三千七百円、二人世帯で六万四千円、これは貸付けではなく給付です。住宅確保のために非常に重要な政策だと思っております。

今、答弁の中に、いわゆる賃貸借契約云々というお話がありました。今回のハウステンボスの例でございます、いわゆるゆるゆるの寮に入っていたわけで、雇用契約が切られたことと同時に寮を追い出された。こういう方々が引き続きその寮に住むに当たり、この住居確保給付金というのは使えないのでしょうか。

○辺見政府参考人 お答え申し上げます。
個別の例についての当てはめはちょっとお答えを控えていただきますけれども、制度といたしましては、雇用者、企業側と労働者との間の契約が、住まいを無償又は低廉な使用料で提供するケースと、労働者と賃貸借契約を結んで提供するケースとございます。

住居確保給付金につきましては、安定した住居を確保するという観点から、賃貸借契約を締結している場合に支給をするという制度となっております。ところでございます。

○清水委員 つまり、賃貸借契約がないと住居確保給付金は使えないという答弁だったと思っております。
例えば、リーマン・ショックの後ですが、期限措置なんですけれども、離職者住居支援給付金と

というのが創設されました。これは、対象労働者が離職前から住んでいた住居に原則無償で離職後も継続して居住させること、それを要件に、事業主に對して一人当たり四万円から六万円が六カ月間支払われるという制度なんです。これは、遡及措置も認め、行われてきたものであります。

住居確保給付金との違いは、事業所への支援になるんです。先ほどの住居確保給付金というのは、離職者本人への支給金、給付金ということとの違いですね。

つまり、リーマン・ショック同様、今回の新型コロナ感染拡大のもとで派遣切りや雇用の雇いどめが実際に起こっているわけなんです。先ほど北村大臣の答弁にも、今まではない対策でというふうにお言葉があったと思うんですが、力強いお言葉が。実は、この離職者住居支援給付金というのは、今までもあったんです。リーマン・ショックのときに期限措置でつくったんです。ね。

ですから、これは厚生労働省さんに尋ねたいんですけども、今回、緊急経済対策も含めて、やはりリーマン・ショックと同様に雇用の雇いどめや派遣切りなどが起こっているも、今まではあった離職者住居支援給付金というのを復活させる、期限措置で適用させる、こういうお考えはございませんか。

○岸本政府参考人 お答えいたします。
先生御指摘の離職者住居支援給付金でございますが、これは、おっしゃるとおり、リーマン・ショックにおける対応の過程の中で創設をしたものでございます。

当時は、住宅確保に関する支援措置が十分整っていない時期が初期ございまして、そのときに事業主経由の住宅支援ということで創設したものでございますが、その後、リーマン・ショックへの対応を進展させていく中で、離職者の方に直接支援をする、個々の離職者の方の状況に応じて寄り添った支援をしていくような制度を整備をされてきたということを踏まえまして、平成二十一年度

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

正直、最新の調整状況がどうかというのは把握してございませんので、確たるものは申し上げられませんが、もともとがリバーサイドの再開発プロジェクトで、かなりの程度住居者の方を大幅に入れかえる、若しくは、今トロントは、実は人口が、アメリカの入国制限もありまして増加してございますので、新規の方のための住居を提供するという方がメインのプロジェクトかと聞いております。

そういう意味では、入居希望者の方に条件への同意を求めるといったような部分もあります。それは、もともと住んでいた方々も一部いらつしやるということ、その辺は、必ずしも同意しなればそこには住めないということまで差し迫ってやっていると、申しわけございません。現状、確認できていないのが正直なところでございます。

○清水委員 では、本法案について何うんですけれども、この法案で言うところのスーパーシティ構想では、例えば、カナダのトロントと同様に、そこに住む人や物の移動に関して、流れに関して、本人の了解なくビッグデータとして収集されるということはあるんでしょうか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。一言で申し上げますと、個人情報保護の関連法規の規律に従って活動いたします。一部、これまでも議論がありましたとおり、まさに個人情報保護を個人データの収集、利用するということ、あるいは、本人の同意がない状態で、法が認めない形態での利用や収集は行えないということであるというふうな思い、逆に言えば、匿名加工工法等をした状態でのマスターデータとして活用するということでは使えない状態もあると思っております。それぞれの中身と法律の法規に照らして判断をさせていただきますということではないかと思っております。

○清水委員 マスターデータの場合は収集されることもあるということですので、データの性格による

ということなんだと思うんですね。

私も調べましたけれども、カナダの自由人権協会というところが去年三月十六日に訴訟を起こしているんですね。カナダはグーグルの実験マウスではない、こう言って訴訟を起こしておられるわけです。

つまり、データの性格によっては人や物の移動についてはデータが集積されるということ、トロント市のスマートシティと同じように、本法案で言うところのスーパーシティについても、個人の生活情報が本人の同意もあるいは認識もなく収集される可能性がある、そういう問題はやはり出てくるのかなというふうに思っています。

次に、技術的な観点で質問したいと思っております。高市早苗総務大臣が、ことし三月三十一日の閣議決定後の記者会見でこう言いました。NTTDコモなどの事業者に対し、顧客の検索履歴や位置情報から収集した統計データの提供を要請する、ドコモやヤフーといった通信、インターネット関連の事業者に要請する、個人が特定されないよう加工した統計データを使い、新型コロナウイルスに関連した単語の検索がふえている地域や人が密集しやすい地域を割り出せるようにする、というものであります。これは技術的にも個人情報保護の観点からできるということなんでしょうか。お答えください。

○竹村政府参考人 お答え申し上げます。総務省では、去る三月三十一日に、内閣官房、厚生労働省、経済産業省との連名で、地域における人流ですとかクラスターの早期発見などの新型コロナウイルスの感染拡大防止に資する統計データの政府への提供をプラットフォーム事業者及び移動通信事業者に要請したところでございます。提供を要請したデータは、法令上の個人情報には該当しない統計情報などのデータに限定してございまして、具体的には、各事業者が保有するユーザーの移動やサービス利用履歴を統計的に集計、解析したデータなどの提供を想定してござい

ます。

実際にこうした統計データを活用してコロナウイルス感染症のクラスターの特定ができるかどうかという可能性につきましては、現時点においては関係者において研究している段階というふうな認識をさせていただきます。

○清水委員 プラットフォーム事業者や移動通信事業者に対してそのような要請を出されたという事は事実だと。同時に、感染拡大防止策のより効果的な実施につながることを期待したものだというふうにも要請文に書かれているわけですか。これはそういうことだと思っております。今でもそうした特定ができるということであれば、スーパーシティになりまして、これまで以上の非識別情報を活用できるようになるんじゃないか。ビッグデータを集積し、データ連携基盤を使って、都市OSでさまざまな民間企業やあるいは公的機関に対してデータの提供を求めるということもできます。

ですから、今でもこうしたコロナ対策での感染拡大防止のための資料を得ることができるわけですから、より正確に特定のグループを割り出すことができる、これがやはりスーパーシティの一つの効果というか効能というか技術というか、そういうものであるということとは間違いありません。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。今ほど総務省さんからも御説明があったとおり、技術的に現時点で確立しているかどうかはともかくといたしまして、当然、将来に向けてのチャレンジがスーパーシティの一つの大きな眼目でございますので、技術的な可能性としては当然一つの選択肢にはなるだろうと思っております。

ただ、同時に、そうした機能を有したスーパーシティの構築を目指すかどうかは、それぞれの選定エリアの区域会議において十分に検討を重ね、住民の意向を確認した上で決めるべきものというところをございまして、画面からすべきかどうかを決めるべき、このように理解をさせていただきます。

ます。

○清水委員 技術的な問題ということでもう一度確認したいんですけども、例えば、今回は新型コロナウイルス感染症拡大に関するデータを集めているわけですが、スーパーシティでは、政治的志向や人種、宗教などによる特定グループなども割り出すことは、技術的にはできるできない、どちらでしょうか。技術的に。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。冒頭の一言が技術的かどうか、はかりかねるところもありますが、当然、本人から快く御提供、御協力をいただけない限り技術的に処理しようがございまして、御本人の同意が前提であると思っております。その上で、当然、個人からのデータを使ってもよいという提供があれば、物理的にはそれらを用いるような形で整理したり活用したりすることは可能ではないかというふうに考えてございます。

○清水委員 いやいや、今でも新型コロナウイルス感染症拡大防止のための統計データというのは、特に本人が同意しているとかそういうことではないわけですよ。これはプラットフォーム事業者や移動通信事業者に要請しているわけですから。

そういう点では、同様に、個人情報かどうかはともかく、その識別データ、先ほどデータの種類によるという話もありましたけれども、技術的には、今私が申し上げましたような政治的志向や人種、宗教による特定グループなども統計データとしてつくるといことは、これは本人の同意なしにはできないんじゃないんですか。できないんですか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。私が前提として申し上げたのは、データのインプットがないと処理しようがありませんというだけのことです。御協力いただけて収集できて、同意があるということであれば、当然、そのインプットのあったデータについては技術的には処理ができるという

ことだと思えます。

○清水委員 インフラなどによりデータベースをつくるという場合もあるでしょうし、また、今回のように、通信事業者、プラットフォーマー事業者に情報提供を求めたというグループの特性を割り出すこともできるということはわかったと思うんです。

ちょっと時間が来ましたので、最後に北村大臣に質問したいと思うんですね。

先ほども言いましたけれども、カナダのトロントで、民間企業が個人情報収集することに対して住民の方々が反発しているというお話をしましたが、今回の国家戦略特区法の一部改定案、スーパーステータ法案において、そうした不安を完全に払拭できると。つまり、地域の方々は、自分たちの個人情報勝手に使われる、物の往来や、どこへ行ったかとか、どこを通ったかとか、自分たちは実験のネズミ、マウスじゃない、こう言って訴訟も起こす。こういうような不安が、今回、日本でこれから五つあたりの、選定をしてスーパーステータをつくるということですが、そういうところでも、こういう問題というのはいくらも起きないでしょうかね。もし起きないというふうにお考えであるならば、その根拠についてもあわせてお聞かせいただけますでしょうか。

○山口委員長 北村国務大臣、時間が来ていますので、簡潔にお願いします。

○北村国務大臣 はい。

スーパーステータ構想の実現に向けた制度の整備を盛り込んだこの法案は、かかる全ての事業者に対して、これまでと変わることなく個人情報関係の法令の徹底遵守を求めることとなっております。

したがって、この法案では、それぞれの先端的サービスがどのような形で個人データを収集し利用するかについて、それぞれのエリアの区域会議において区域計画を策定する段階で、住民の方々の意向をよく確認しながら、内閣府も加わって、地元自治体、事業者の方々とともに定めてい

くということとなるものでありますから、まずは住民にとつて魅力のあるサービスを開発していくことが第一だと考えておりますし、その実現のために必要となる個人データの収集、活用については、一つ一つ丁寧に、住民の意向を聞きながら、確かめながら進んでまいりたい、そういう考え方で臨みます。

以上です。

○清水委員 時間が来ましたので終わりますが、まだまだ聞きたかったんですけども、ひとつよろしくお願いします。

○山口委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。

本日は、この後、緊急事態宣言の発出がなされるというようになっておりますので、非常に緊張感のある一日となったわけでありまして、これからのコロナの影響は、まずは長期化する、それから世界同時であるということ、非常に長い期間にわたって日本経済にも影響を与えていくということなんです。

もちろん、足元の感染拡大を抑える、そして、生活の保障でしたり救済、そして事業者さん、しつかりと資金繰りを支援して雇用を守っていくという事はやらなければいけないことですが、我々政治家がやはり考えないといけないのは、アフターコロナ、そしてポストパンデミックの社会像を描いて、それに対する経済対策、合わせた経済対策、そして改革というものをやっていないか、これはいけないというふうには課題認識を持っておりまして。

これまで先送りしてきた日本社会の課題というのがある種あらわになっているということが言えると思えます。

例えば、こうした感染症の拡大に法整備がなかなかついてきていない。例えば、補償と自粛要請、自粛命令とのセットでやるべきという議論、これはなかなか進みませんし、又は、この国会のあり方も、理事会でもいろいろ議論させていた

きました。通常運転を続けているこの国会のあり方、やはりこれは考えないといけないという問題を突きつけられているのだと思えます。

それから、社会保障に関しても、もともとマイナンバーが口座とひもづいていたらスピーディーに補償できたんじゃないかということも与野党いろいろな先生方もおっしゃられていますが、そして、経済のあり方も、これまでのグローバル経済の危うさ、サプライチェーンが今分断されておりますから、そういったものが顕在化してきて。そして、この委員会でもいいますと、やはり都市と地方の関係。特に今回、都心部、都市機能の脆弱性というのがあらわになりました。これは、い

こともたくさんありますが、こういった危機的状況に対して、感染拡大は、もちろん、今回、地域指定が出た七都府県はほとんど都心部です。都心部です。特に私の地元の大阪も感染拡大が非常に進んでしまっている、こういう状況があります。

ですから、やはり日本社会における都市機能と、それから地方のあり方というのを根本的に問い直さなければいけない、そういう問題を突きつけられていると私は認識しております。

その中で、地方創生について質問をしたいと思えます。

この感染拡大によって、まさに、先ほど申し上げましたように、感染症に対する都市機能の弱さというのが顕在化したわけですね。ポストパンデミック、アフターコロナの社会を描くときに、地方創生というのは、これまで考えられてきた常識を覆されるのがたくさんあります。今目の前に起こっています。その中で、これまで計画してきたものに、もう一度やはり一歩立ちどまって、地方創生の戦略の転換、価値観、発想の転換が必要じゃないかというふうには思います。

これまでの、コロナを終息させて、そのまま、今の計画のまま地方創生の計画実施を進めていくのでいいのかどうかという根本的な問いなんですけれども、その点について大臣の御見解をお願いいたします。

○北村国務大臣 東京圏におきましては、日本の総人口の約三割の三千七百万人が暮らしておられます。人口が集中しているこの状態で東京圏に巨大大災害などが発生した場合、被害が大きくなることに加え、日本全体の国民生活や経済活動に大きな支障が生じると考えられます。

したがって、このような被害を軽減する観点からも、東京圏への一極集中の是正が必要と認識しており、取組を強化していかなければならぬと、かねがね考えております。

このため、まち・ひと・しごと創生するさまざまな施策を連携させながら、地方創生に総合的に取り組んでおりまして、地方の取組を一千億円規模の地方創生推進交付金で支援するなど、大胆な施策を進めてまいりました。

さらに、今年度からは、企業版ふるさと納税を抜本的に拡充いたし、企業負担が最大九割軽減される仕組みとするなど、思い切った姿勢で地方の取組を応援していくこととしております。今後とも、現場の皆様の声に真摯に耳を傾け、さまざまな地方創生の、すぐれた、それぞれの分野、地域における成果や現場のニーズ等を十分に酌み取り、さらなる地方創生施策の充実強化を図ってまいらなければいけないと存じますので、今委員御指摘のような考え方や、視点、そういったもの、必ず全国において新たな芽が出てくる、また、視点、発想の転換、そういったものが、この苦しい状況を乗り越えた後に必ず芽が出てくるものと思えますので、力を合わせてみんなチャレンジしていく必要があるというふうには思っています。

○藤田委員 大臣、ありがとうございます。

前向きな答弁だと受けとめたのですが、私が考えるに、じゃ、どうしたらいいのかということなんです。これまでの、過去五年間の第一期の計画では、地方ではいろいろな芽が出てきたのは間違いないと思えます。しかしながら、東京一極集中は進んだというのが、これが大きな総括だと思っております。これを、例えば交付金の額